令和５年10月１日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証４号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。

□ 当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

様式第４－②

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書  　　　　　　　　　　　　 　　年　　月　　日  　真鶴町長　　殿  　　 　 　　申請者 住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名  　　　　　　　　　　 　 　氏　名  　私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。  記  １　事業開始年月日 年　　月　　日  ２ （１）売上高等  　　 （イ）最近１か月間の売上高等  　 　　　 × 100 　　　　　　　　　　　減少率　 　　　％（実績）  Ａ：災害等の発生における最近１か月間の売上高等 　　　　　　　　　円  　 　　 Ｂ：Ａの期間に対応する前年１か月間の売上高等 　　　　　　　　　円    　 （ロ）最近３か月間の売上高等の実績見込み    × 100 　　　　　　　 　減少率 ％（実績見込み）  　　Ｃ：Ａの期間後２か月間の見込み売上高等　　　　　　 円  　 　 Ｄ：Ｃの期間に対応する前年の２か月間の売上高等　　 円  ３　売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由 |

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

　③　借換元の資金が保証付融資であれば保証制度の種類は問いません。

真産第　　　号

　　　令和　　年　　月　　日

　申請のとおり、相違ないことを認定します。

　（注）本認定書の有効期間：令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　真鶴町長　　小林　伸行